

一般社団法人空地・空家ゼロネットワーク会員規約

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人空地・空家ゼロネットワーク（以下、当法人とする。）の定款の定める会員となった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員）

1 当法人の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当法人の会員制度への入会を申込み、当法人が承認したものを会員といたします。

2 会員とは、当法人の正会員、賛助会員をいいます。

（1）正会員

空き地、空き家の利活用を主事業として、当法人の認定を受け、当法人の事業活動に賛同し、別途定める会費を納める法人、団体又は個人

（2）賛助会員

当法人の目的に協力するもので、別途定める会費を納める法人、団体又は個人

第3条（申込）

入会を希望するものは、会員1名の推薦を経て当法人指定の入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出し、入会を申し込むものとします。

第4条（入会申込の不承認）

以下の各項のいずれかに該当すると認められるときは、入会申込みを承認しないことがあります。

- 1 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- 2 入会申込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- 3 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- 4 その他、当法人が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条（登録）

- 1 当法人の一般利用客又は事業者の事業案件（相談又は依頼）が発生した場合、情報希望者は、登録が必要となります。尚、賛助会員は登録できません。
- 2 事業案件に登録する場合は、1案件ごとに登録料を納入することとします。
- 3 登録料は、1案件ごとに5千円とします。

第6条（会費）

- 1 会員は、第3項に定めるところに従い会費を納入することとします。
- 2 入会金については入会時に一括払いとします。

3 入会金、会費及び登録料は、以下のとおりとします。

正会員	入会金	3万円	年会費	2万4千円
賛助会員	入会金	なし	年会費	1万2千円

4 年会費及び登録料の支払期日については、当法人から発行する請求書に記載する支払期日までに支払うこととします。

第7条（会費等の払い戻し）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わずに、これを返還しないものとする。

第8条（有効期間）

- 1 本規約に基づく会員契約期間は、入会申込日の翌月1日から1年間とする。
- 2 期間満了日の2か月前までに、会員又は当法人から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合には、更に契約期間を1年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第9条（変更の届け出）

- 1 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 会員が第1項の変更申込みをしなかったことにより不利益を被った場合、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第10条（退会）

会員は、当法人の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとし、入会時に預かった入会金を未払分の支払いに充当するものとする。

また、2号正会員と賛助会員については、退会時に預かった入会金を全額返金するものとする。

第11条（会員資格の取消）

当法人は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、同会員の会員たる資格を取り消すことができるものとする。

- 1 当法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めた場合
- 2 会費の支払いが支払日より2か月以上遅滞した場合
- 3 法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- 4 本規約又はその他当法人が定める規約に違反した場合

- 5 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合
- 6 その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第12条（規約の追加・変更）

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の決議により定めるものとします。
- 2 当法人は、理事の決議により、活動内容及び会費等を含め本規約の全部又は一部を変更することができます。当法人により変更された本規約は、当法人の Web サイト上に掲載された時点で効力が生じるものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

第13条（免責及び損害賠償）

- 1 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。
- 2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

附則

本会員規約は、令和元年5月24日より実施します。

一般社団法人空地・空家ゼロネットワーク